

◆専門実践教育訓練給付制度のご利用について◆

日本マンパワー「キャリアコンサルタント養成講座」は、専門実践教育訓練給付制度の対象講座です。本制度のご利用により規定の支給要件を満たすと、**お申込み者ご本人が支払った教育訓練経費の最大70%に相当する額が支給**されます。

※弊社講座受講において給付制度利用をご希望の際は必ず **Iの1. お申込前の手続き**を確認し、ハローワークで手続きのうえお申し込みください。

I 専門実践教育訓練給付制度～ご利用の流れ

1. **お申込前の手続き**
2. **講座修了後**

II 専門実践教育訓練給付制度について

I 専門実践教育訓練給付制度について

1. お申込前の手続き

スクーリングの希望クラスを「仮予約」のうえ住所を管轄するハローワークでお手続きをお願いします。

※住所を管轄するハローワークで受講開始日の1ヶ月前までに手続きをお済ませください。

※1ヶ月を割り込んだ場合のお手続きについては、ハローワークにご確認ください。

申請前に～受給資格・支給要件のご確認～

専門実践教育訓練給付制度の受給資格【受講開始日時点】をご確認ください。

受給資格があるかご不明な場合は、ご自身の住所を管轄するハローワークに照会(支給要件照会)してください。

※ハローワークインターネットサービス 教育訓練給付制度

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

STEP 1

『訓練前キャリアコンサルティング』実施・『ジョブ・カード』作成

または

『事業主証明書』の取得

事前予約し『ジョブ・カード』を記入の上、『訓練前キャリアコンサルティング』を受けてください。

予約等については、地域により異なりますのでハローワークへお尋ねください。

※在職者の方は、勤務先の雇用保険適用事業所の事業主が専門実践教育訓練受講を承認したことを証明する書類:『専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書』に代えることが可能です。証明書の様式は下記ホームページよりダウンロード、またはハローワークで入手してください。

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

STEP 2

ハローワーク窓口へ必要書類の提出(受給資格確認申請)

STEP2の『ジョブ・カード』または『事業主証明書』のほか『受給資格確認票』、写真など必要書類をハローワーク窓口へ提出してください。必要書類は、ハローワークにてご確認ください。提出書類のうち、ハローワークで配布される『受給資格確認票』に記入いただく講座関連の項目は下記の通りです。

◆教育訓練給付金『受給資格確認票』ご記入事項(講座関連の項目)

7. 指定番号: 48168-172001-4
・教育訓練施設の名称: 株式会社日本マンパワー
・教育訓練講座名: キャリアコンサルタント養成講座(総合)
8. 受講開始予定年月日 / 受講修了予定年月日
【6月開講】 310601 / 311031
【8月開講】 310801 / 311231

STEP 3

『受給資格者証』の取得(受給資格決定)

ハローワークから『受給資格者証』の交付を受けてください(ステップ2当日に手渡し、郵送で後送などハローワークにより異なります)。

※受給資格者証の受講開始日がお申し込みクラスの受講開始日と同一の日付となっているかを必ずご確認ください(受給資格者証サンプルはこちら)

※『受給資格者証』は受講修了後の給付金支給申請に必要です。

弊社において『受給資格者証』をスクーリング1日目に確認いたします。確認できない場合、給付金支給申請に必要な書類を発行できない場合があります。

<ご注意>ハローワークでの手続きは、ご本人が、ご自身の住所を管轄するハローワークで行ってください。やむを得ない理由があると認められない限り、代理人や郵送での手続きは認められません。

2. 講座修了後

■ハローワーク提出関係書類一式の郵送

講座の修了基準を満たした方に、講座の「修了証」とは別便で、ハローワークに提出する『専門実践教育訓練修了証明書』『領収証』等受講者本人のお支払いを証明する書類や申請様式など、書類一式を一括でお送りします。支給申請についてもご案内します。

■国家資格試験出願・受験・合格・登録

ご自身で出願の手続きをお願いします。
20%追加支給申請の給付金を受けるためには、各講座で目指す修了直後の試験回での受験・「1回で合格」のうえ、その後、国家資格キャリアコンサルタントとしての登録が前提となります。



※支給申請について

■修了時【50%】支給申請

■追加給付【20%】支給申請

[Ⅱの3. 支給について](#) をご参照ください。国の規定の期日までにお手続きください。

支給申請手続きで「受給資格者証」や修了後弊社よりお送りする書類を使用します。

<ご注意>

割引制度などが適用された場合は割引後の額が教育訓練経費となります。また、教育訓練の受講に伴い、事業主などが手当を支給するなど、受講料の一部を負担する場合は、当該金額を教育訓練経費から差し引いて申告する必要があります。

Ⅱ 専門実践教育訓練給付制度について

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

なお、本制度は、平成30年1月1日から拡充されています。

2. 支給対象者（雇用保険の被保険者・雇用保険の被保険者であった方）

- ・支給要件の詳細は、住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。
- ・受給資格の確認につきましては、必ず、事前にご自身の住所を管轄するハローワークに直接照会してください。

◆初めて教育訓練給付金を受給する場合

「受講開始日」前までに支給要件期間（支給要件期間とは、「受講開始日」までの間に雇用保険の被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます）が2年以上ある方

※受講開始日は、各回によって異なります。

◆過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合

★平成26年10月1日以降に受給された方

前回の教育訓練給付金受給日から今回の「受講開始日」までの間に支給要件期間（支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます）が3年以上かつ前回の受給（支給決定日）から3年以上ある方

★平成26年9月30日以前に受給された方

前回の「受講開始日」から今回の「受講開始日」までの間に支給要件期間が2年以上ある方

※上記いずれの場合も、離職中の方は、離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であることが必要です。

ただし、妊娠・出産等による適用対象期間の延長制度（最大20年）や転職をされている場合の被保険者期間の計算方法などの定めがありますので、詳細はハローワークにてご確認ください。

